

新型コロナウイルス感染症対策本部幹事会の構成員の官職の指定について

令和2年1月30日
新型コロナウイルス
感染症対策本部長決定

新型コロナウイルス感染症対策本部の設置について（令和2年1月30日閣議決定）第3項に基づき、新型コロナウイルス感染症対策本部幹事会の構成員の官職を次のとおり指定する。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

議長	内閣危機管理監
副議長	内閣官房副長官補（内政担当） 内閣官房副長官補（外政担当） 内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）
構成員	内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）兼 厚生労働省医務技監 内閣官房内閣審議官（国家安全保障局） 内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補（内政担当）付） 内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補（外政担当）付） 内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）兼 厚生労働省大臣官房審議官（健康、生活衛生、アルコール健康障害対策担当） 内閣官房内閣審議官（新型インフルエンザ等対策室長） 内閣官房内閣審議官（健康・医療戦略室次長） 内閣官房内閣審議官（東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局企画・推進統括官） 内閣官房内閣審議官（危機管理審議官） 内閣官房内閣審議官（内閣広報室） 内閣官房内閣審議官（内閣情報調査室） 内閣府大臣官房総括審議官 警察庁警備局長 金融庁総合政策局総括審議官 消費者庁次長 復興庁統括官 総務省大臣官房総括審議官（広報、政策企画（主）担当） 消防庁次長 法務省大臣官房政策立案総括審議官 出入国在留管理庁次長 外務省アジア大洋州局長

外務省領事局長

財務省大臣官房長

文部科学省大臣官房サイバーセキュリティ・政策立案総括審議官

厚生労働省大臣官房審議官（危機管理、科学技術・イノベーション、国際調整、がん対策、国立高度専門医療研究センター担当）

農林水産省大臣官房危機管理・政策立案総括審議官

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官

資源エネルギー庁長官

中小企業庁長官

国土交通省大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官

環境省大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官

原子力規制庁次長

防衛省大臣官房衛生監

防衛省統合幕僚監部総括官